

平成23年11月18日

秦野市水道局

地下水利用協力金制度について

1 地下水協力金制度創設の理由

昭和30年代の後半から、人口増加、都市化による水道事業の拡大、工場等の進出により深井戸が増え、地下水のくみ上げが盛んになりました。

昭和40年代になると農地開発、道路の舗装化、排水溝の整備等が進んだことで雨水の浸透面積が減少し、次第に地下水の収支バランスが崩れはじめ、深井戸の大幅な水位低下が見られたことから、地下水の将来的な枯渇が心配されるようになりました。

このような状況の中、昭和45年度から5年計画で、神奈川県温泉研究所に地下水調査を依頼した結果、秦野盆地では地下水の人工かん養と貯留が可能で、地下水の枯渇防止のために地下水かん養事業、造林事業、荒廃地の緑地化等を進める必要があるとの助言を受けました。

そして、地下水の人工かん養の可能性が実証され、水資源保全への取り組みが構想されるようになると、その費用を誰が負担すべきかが問題とされるようになりました。

昭和49年4月の水道審議会において、「水資源保全に要する費用は水道利用者(主に市民)が間接的に負担することになるが、他に地下水を利用している事業所が何ら負担しないのは不公平であり、地下水採取を規制する意味からも何らかの負担を事業所に求めるべきである」、との意見が出されました。

そこで、地下水利用事業所を調査し、地下水利用者会議を組織して、地下水保全事業の趣旨説明、協力要請の協議を6回に渡って行いました(昭和49年10月～50年3月)。

協議では、秦野市の地形的特性から、地下水は市民共有の有限な資源であるとの基本的な考え方を示すとともに、それを有効利用するための保全の必要性を説き、また、堀山下での注水実験に基づく人工かん養の可能性、水田による、かん養事業構想なども報告し協力を求めました。

これに対し、事業所からは、民法207条(土地の所有権は法

令の制限内においてその土地の上下に及ぶ)に抵触するのではないかといった反論が出されました。

しかし、最終的には秦野市の地形的特殊性や、水道利用者との格差について理解を得るとともに、地下水の保全を積極的に実施すべきであるとの賛同を得て、昭和50年4月1日に「秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱」を策定しました。

2 地下水協力金制度の内容

(1) 要綱

地下水資源の保全と秩序ある利用を図るため、1日当たり20m³(4半期で1,800m³)以上の地下水利用事業者に対して「地下水利用協力金」の納入を求めたもので、協力金単価は水道水供給単価の3分の1以内で各関係者と協議の結果、設定することとしています。

(2) 単価(1m³当たり)

年	昭和50年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和62年	平成7年
金額	5円	7円50銭	10円	15円	17円	20円

水道水供給単価と地下水利用協力金単価の推移 別紙1のとおり

(3) 関係者協議

事業者との間で「地下水利用協力金納付についての協定書」を締結しています。

(4) 地下水利用協力金協定事業者と地下水使用水量(平成22年度)

(単位：m³)

No.	業種	地下水 使用水量	No.	業種	地下水 使用水量
1	製造業	526,411	17	福祉施設	8,829

2	製造業	198,040	18	飲食業	8,812
3	製造業	187,164	19	飲食業	6,155
4	製造業	168,654	20	畜産業	6,077
5	ゴルフ場	123,163	21	製造業	5,492
6	ゴルフ場	81,966	22	ホテル業	5,195
7	ゴルフ場	58,635	23	医療機関	4,979
8	製造業	48,761	24	製造業	4,786
9	教育機関	30,222	25	製造業	4,401
10	製造業	28,868	26	製造業	4,113
11	総合小売業	28,604	27	廃棄物処理業	3,935
12	研究機関	27,781	28	事業団体	3,472
13	製造業	12,481	29	ガソリンスタンド	2,318
14	製造業	11,166	30	ガソリンスタンド	644
15	製造業	9,764	31	廃棄物処理業	0
16	運輸業	9,016	32	ガス業	0
				合 計	1,619,904

(5) 地下水使用水量の推移

年度	協定締結数	地下水使用水量(m ³ /年)
1 1	3 5	2, 0 5 0, 6 3 0
1 2	3 4	2, 0 8 8, 3 4 7
1 3	3 5	2, 0 2 6, 7 4 4
1 4	3 4	1, 9 6 4, 2 2 7
1 5	3 4	1, 9 1 4, 4 8 1
1 6	3 3	1, 9 7 3, 7 6 4
1 7	3 4	1, 8 3 3, 6 2 0
1 8	3 2	1, 8 0 1, 8 4 7
1 9	3 2	1, 7 1 9, 6 8 0
2 0	3 2	1, 5 9 0, 2 4 2
2 1	3 2	1, 5 4 3, 3 5 6
2 2	3 2	1, 6 1 9, 9 0 4

(6) 収入額の推移

年度	件数	収入額(円)
1 1	2 7	4 2 , 8 3 5 , 9 9 0
1 2	2 6	4 3 , 5 7 7 , 0 4 0
1 3	2 6	4 2 , 1 5 5 , 7 2 0
1 4	2 5	4 1 , 1 1 6 , 5 6 0
1 5	2 5	4 0 , 2 2 5 , 3 8 0
1 6	2 5	4 0 , 9 2 7 , 3 3 5
1 7	2 4	3 7 , 4 4 2 , 7 3 4
1 8	2 3	3 6 , 5 8 2 , 6 3 0
1 9	2 4	3 4 , 8 9 7 , 6 9 0
2 0	2 1	3 1 , 9 4 9 , 3 1 0
2 1	2 3	3 1 , 0 0 8 , 3 1 0
2 2	2 1	3 2 , 4 4 1 , 1 6 0

(7) 収入額と充当

この協力金は、地下水保全事業を進めるための財源として使っています。

ア 科目

- (ア) 職員給与（給料、手当、法定福利費）
- (イ) 賃金 地下水かん養に伴う休耕田整地のための作業員刈上げ
- (ウ) 報償費 注水井巡回監視に伴う謝礼、水田かん養における農業用水使用に伴う謝礼
- (エ) 備消耗品費 地下水保全事業に伴う消耗品購入
- (オ) 燃料費 地下水保全事業用車両燃料代
- (カ) 委託料 地下水等観測委託料、地下水取水量検針委託料、水田かん養土地維持管理委託料、注入井水質検査委託料、清掃作業委託料
- (キ) 賃借料 地下水保全事業用地賃借料
- (ク) 修繕費 水位計取替修繕、地下水量水器修繕

- (ケ) 補償費 注入井送水ポンプ電力補償料
- (コ) 負担金 地下水技術協会会費、森林づくり事業負担金
- (サ) 補助金 雨水浸透ます設置補助金

イ 支出への充当事業について（平成22年度決算）

事業名	内 容	支出額
地下水モニタリング事業	将来の地下水流動予測を可能とするモデルの構築のため、地下水位等を観測	3,945,037 円
家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業	雨水を地下に浸透させてかん養する「家庭用雨水浸透ます」の設置者に対する補助金の交付	337,500 円
水田かん養事業	休耕田や冬期水田に水を張り、地下に浸透させて、地下水の人工かん養を行う。	1,255,320 円
地下水注入事業	地下水のかん養のため、循環冷却水の地下注水	323,771 円
雨水浸透施設事業	雨水浸透装置を設置して、地下水の人工かん養の実施	37,575 円
地下水保全事業	地下水利用事業者の水量を測定する量水器の設置や観測井の維持管理などの地下水保全全般	24,364,883 円
森林づくり事業負担金	水源かん養機能をさらに高められるよう、一般会計の森林づくり事業費（7,074,000 円）の一部負担	3,000,000 円
合 計		33,264,086 円

ウ 収入に対する支出状況

	項 目	金 額	備 考
収入	地下水利用協力金	32,441,160 円	A
	水源環境保全・再生市町村交付金（地下水保全対策）	1,139,620 円	B
	小 計	33,580,780 円	C = (A + B)
支出	充当事業支出額	33,264,086 円	D
差引	—	316,694 円	C - D